



# 長野県報

11月28日(金)  
平成15年  
(2003年)  
号外

## 目次

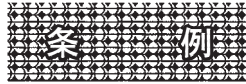
### 条例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事活性化チーム)..... 1

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第58号)

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正  
人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給割合を0.25月分引き下げました。
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正  
一般職の職員との均衡を考慮して常勤の特別職等の期末手当の支給割合を引き下げました。
- 3 この条例は、公布の日から施行します。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年11月28日

長野県知事 田中康夫

### 長野県条例第58号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「100分の170」を「100分の145」に、「100分の150」を「100分の125」に改め、同条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、「」を「100分の145」とあり、及びに、「100分の150」を「100分の125」に、「100分の80」を「100分の65」に改める。

### 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。  
第4条の2第2項中「100分の180」を「100分の160」に改める。  
(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 3 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。  
第5条第2項中「、「100分の170」を「、「100分の145」に、「100分の180」を「100分の160」に改める。  
(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)
- 4 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。  
第6条第2項中「、「100分の170」を「、「100分の145」に、「100分の180」を「100分の160」に改める。

人事活性化チーム